



岡山大学法学部だより



※ 本メールは登録された方にものみお送りしています

第 69 号(2013 年 4 月 25 日発行)

発行：岡山大学法学部 学部長室

=====

桜の季節が過ぎ、はなみずきの美しい季節を迎えました。

目次

- 在学生の活躍から（宇宙法模擬裁判に参加して）
- 法学部からのお知らせ
- 最近の話題

-
- 在学生の活躍から（宇宙法模擬裁判に参加して）
-

宇宙法模擬裁判とは、宇宙条約や宇宙救助返還協定、宇宙損害責任条約、月協定といった宇宙関連諸条約と一般国際法を駆使しながら、大会運営団体から与えられた問題を解決する競技です。チームは原告と被告に分かれて各々の主張案を対戦校に提出し、その後対戦校から送られてきた主張案に対する反論を考え、その反論を大会当日の弁論で裁判官役の教授や実務者に対して主張することになります。自分たちの主張案を作成する際には、大会運営団体から与えられた問題に対して事実認定を行い、法律問題を抽出してから適用する条約を決定します。岡山大学法学部では、これまでも、毎年夏に行われる一般的な国際法の模擬裁判に法友会の有志が出場してきましたが、今回初めて宇宙法の模擬裁判にも挑戦することになり、3月10日に東京で弁論を行ってきました。

今年度の宇宙法模擬裁判大会において出された事例は、月の探査と環境保護に関するものでした。制定当時は、ソ連とアメリカの宇宙開発競争が始まり、その活動規制目的に作られたものですが、今では、当時と異なる宇宙開発事情が存在します。国家間でしか行われなかった開発が、科学技術に伴って、国際機関、企業といった非国家主体によってもおこなわれるようになり、食い違いが生じているのです。本大会の事例では、原告と被告で、その成立過程を重視して法的安定性を主張するか、現在の事情を考慮して発展的解釈により具体的安定性を主張するかのせめぎあいになります。今回では、その点をいかに正当性を持たせて論ずるかがカギになりました。

模擬裁判をやっているにつくづく感じたのは、取り組みば取り組みほど課題と収穫が同じ分だけ帰ってくることです。私たちは、国際法模擬裁判を経験し、国際法の総論的知識がどれほど必要かを感じたうえで、全般的な法律的思考のセンスが問われることを痛感しました。国際法か国内法かを問わず、あるシチュエーションにおいて、こういう法律問題があるのではないか、Aという原則が適用できるのではないかという意識を持ちながら、事例と向き合うということです。この思考方法は、将来きっと役立つものと思います。本番での弁論は予想以上に楽しく、あの臨場感は実際に弁論台に立ってはじめて味わえるものでした。また私たちが会った他大学の参加者は、何かと意識が高く、芯がしっかりした人が多かったです。そういった人と知り合うことが出来るチャンスがあることも、模擬裁判大会に参加する醍醐味の一つではないでしょうか。

反省点が多かった大会ではありましたが、次の大会に向けての改善すべき点がより明確にもなりました。今回の大会では、非常に悔しい思いをしましたので、次の大会では、より良い結果を出せるようにしたいです。

法学部：中川翔貴、真鍋彰宏、柴田智裕、花岡里仲、水落光紀、三宅香菜子

○ 最近の話題

☆平成 25 年度新入生歓迎会

4 月 19 日（金）に法学部新入生歓迎会が行われました。新入生 108 名、教職員 26 名、全員で 134 名の方に参加いただき、教員の自己紹介、学生との懇談がなごやかな雰囲気の中で行われました。

http://www.law.okayama-u.ac.jp/campus/entrance/welcome_html

-
- ・本メルマガは、毎月 2 回程度配信しています。
 - ・法学部の詳細情報に関しては、HP も併せてご覧ください。
法学部 HP <http://www.law.okayama-u.ac.jp/>
 - ・本メルマガには返信なさないようにお願いします。
 - ・本メルマガの登録・解除は、以下の URL にてお願いします。
<http://www.law.okayama-u.ac.jp/local/mail/>
 - ・ご意見・ご感想は、法学部 情報委員会 joho-mailmaga@law.okayama-u.ac.jp まで。